

第6回 ダウン症候群 トータル医療ケア・フォーラム

日時：平成24年12月2日（日） 13:00 ～ 17:00

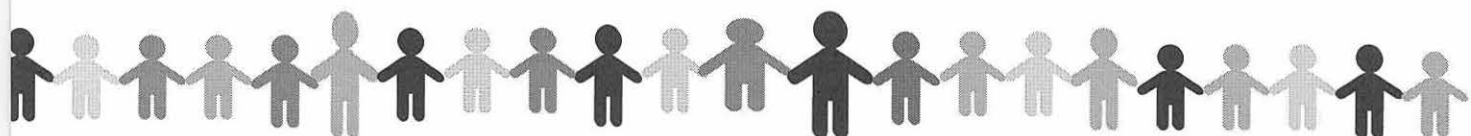
場所：長崎大学医学部記念講堂

（長崎市坂本1－12－1）

テーマ：ハンディを負った方々が地域社会で
幸せに生活するために

主催： 長崎大学医学部小児科学教室
染色体障害児・者を支える会（バンビの会）
（バンビの会25周年記念と共同開催）

後援： 長崎県、長崎県弁護士会、長崎県医師会、長崎県小児科医会、
長崎県小児保健協会、長崎市医師会、長崎市小児科医会、長崎県教育委員会、
長崎市教育委員会、聖家族会みさかえの園、長崎市心身障害者団体連合会、
長崎市身体障害者団体連合会、長崎県手をつなぐ育成会、
長崎県知的障がい者福祉協会、長崎新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
朝日新聞社、読売新聞西部本社（順不同）



ご 挨 拶

平成 18 年 6 月に第 1 回のダウン症候群トータル医療ケア・フォーラムを開催してから、今回で第 6 回目を迎えます。これまで、医療・療育を中心としたお話を多くの専門家にしただき、ダウン症者・家族や関係する方々への情報共有を図って参りました。

今回は、「ハンディを負った方々が地域社会で幸せに生活するために」をテーマに選びました。現在、我が国において、ダウン症者を含め様々なハンディを負われた方々の地域社会での共生が謳われています。折角授かった命ですから、誰でも幸せに暮らす権利を持っています。しかし、「共生」は必ずしも簡単なことではありません。なぜなら、我々の生きている社会が、基本的に「競争社会」であるからです。しかし、この原理を全ての人に当てはめるのは、無理があります。結果だけを評価するのではなく、どのように生きて来たのかというプロセスや存在そのものを認め尊重するような考え方も必要で、この 2 つの異なる価値観が同時に認識されないと、本当の意味で共生することは出来ないのかも知れません。

最近、妊婦から採血して検査することで、ダウン症候群などが 99%の精度で分かるようになり、全国数カ所で臨床研究が始まるとの報道がありました。このように、技術的な進歩には目を見張るものがありますが、科学技術を利用する側の整備はできていません。競争に勝つ人だけではなく誰もが幸せに暮らせることが出来る社会であれば、このような出生前診断の必要性や適応についても、違った考え方になるかも知れません。ハンディを負った人たちが地域社会で幸せに暮らすためには、どのような課題を克服していかなければならないのか～この問題を放置しての根本解決は難しいように感じます。

今回のテーマは医療とは直接関係しませんが、患者さんやご家族、そして地域で暮らすすべての人たちにとって重要な問題だと思います。誰もが幸せになれる社会を築き上げるためには、社会の現状を知る必要があります。今回ご協力いただく様々な分野の先生方に現状をお話いただき、ハンディを負われた方々が地域社会で生きていく上での問題点を明確にすることができればと願っています。

是非、皆様におかれましては一緒にお考えいただき、今後に役立たせられますこと願っております。

最後になりましたが、本企画におきまして、非常に多くの方々にご尽力いただきました。この場をお借りして深謝いたします。

長崎大学病院小児科 教授
森内浩幸

プログラム

(敬称略)

13:00～13:10	開会のご挨拶	長崎大学小児科教授 森内浩幸
第一部 講演会		
13:10～13:15	主旨説明	司会:みさかえの園むつみの家 近藤達郎 福崎博孝法律事務所 福崎博孝
13:15～13:35	家族の想い	バンビの会副会長 川口靖子
13:35～13:55	特別教育支援校から	長崎大学教育学部附属特別教育支援校 教頭 山田勝大
13:55～14:15	普通高校から(共育コースの紹介)	長崎玉成高校 校長 鬼塚謹吉
14:15～14:45	施設の立場から	長崎県知的障がい者福祉協会 会長 本田利峰
14:45～15:00	休憩	
15:00～15:50	法的立場から	福崎博孝法律事務所 永岡亜也子 中西・加藤法律事務所 中西祥之 中西・加藤法律事務所 加藤剛
15:50～16:10	行政の立場から	長崎こども・女性・障害者支援センター 障害者支援部更生相談課 川口賢治
16:10～16:20	休憩	
16:20～17:00	総合討論会	総合司会:森内浩幸

家族の願い

染色体障害児・者を支える会「バンビの会」

副会長 川口 靖子

「あなたのお子さんは染色体に異常があります。」

このフレーズを言われたときの気持ちは経験した者にしかわからない。

誰も私の気持ちなどわかってくれない。

告知を受けた方の多くは大なり小なり、このような感情を経験されたのではないのでしょうか。

染色体に障害を持った子どもを産んだ母親とその家族が生きていく社会はどのようなものなのか。さまざまな事が全て「負」に感じられるような状態が続きます。

幼稚園は？学校は？就職は？親が亡くなった後は？

最近、出生前診断の話題が、新聞、テレビで流される機会が多く見受けられます。

関東近辺の医療センターでは最新の出生前診断を行うということも聞いています。

その検査を「受けること」を賛否するよりも、どうしたら障害児・者をかかえる家族が前向きに生きていくことができるのか、共に生きていくことができるのかを考えるべきではないのでしょうか。

何を、どこを、どんな風に変えていけば、あるいは改善していけば出生前診断を一つの手段として考えられるようになるのか。

社会保障費を削減するための手段だと思われても仕方ないような現在の状況を打破し、本当の意味での「社会共生」の実現にむけて「バンビの会」のなすべき使命（DUTY）を考える時期にきていると感じています。

このフォーラムで近藤先生がいつもおっしゃっていらっしゃる「ダウン症児・者がいきいきと健やかな人生を全うできる社会」を実現するための手段を一つでも見つけることができるといいなと思っています。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

卒業後のより良い生活につなぐ教育を目指して
～長崎大学教育学部附属特別支援学校高等部の教育実践を通して～

長崎大学教育学部附属特別支援学校 山田勝大

1 本校の沿革について

昭和41. 4. 1 附属小学校に特殊学級1学級設置
昭和43. 4. 1 附属中学校に特殊学級1学級設置
昭和46. 4. 1 長崎大学教育学部附属養護学校として開校
昭和47. 4. 1 高等部設置

~~~~~

平成19. 4. 1 長崎大学教育学部附属特別支援学校に校名変更

2 各部の教育目標

小学部 身近な人やものとかかわるなかで自分に気づき、自分なりに考え、自分から行動しようとする意欲を育てる。 (意欲づくり)  
中学部 仲間とともに、いろいろなことにチャレンジし、自分の成長を実感しながら社会参加の基礎的な力を高める。 (基盤づくり)  
高等部 自分の生き方・在り方を主体的に考え、自ら選択・決定する過程をとおして、「“大人の自分”づくり」を行い、自立的な生活・社会参加を目指す。

3 高等部の実践より (抜粋)

| 授業名      | 主 な 指 導 内 容                                          |
|----------|------------------------------------------------------|
| 家庭生活     | 調理、被服、洗濯、家庭工作 等                                      |
| 社会生活     | 買い物、施設利用・移動 等                                        |
| 余 暇      | ボーリング、カラオケ、映画 等                                      |
| 農耕・紙箱・陶芸 | 植え付け・除草、機械操作・貼り作業、土と技法 等                             |
| 言 語      | 話す、聞く、書く、読む 等                                        |
| 数 量      | 測量、比較、時計、計算 等                                        |
| 朝の運動     | 筋力トレーニング、持久走 等                                       |
| からだの学習   | 異性との交際、身体の仕組みと働き、性被害防止 等                             |
| 進 路      | 成長、社会人の暮らし、金銭処理、進路先見学<br><u>校外実習、現場実習、進路の選択・決定</u> 等 |

◎卒業後の仕事や生活について、体験をとおして考える 校外実習・現場実習  
<自己理解—自己選択—自己決定の重要性>

○校外実習 (高1 6月 5日間 11月 5日間)

・クラス全員で除草作業に取り組む

○現場実習 (高2・高3 6月 3週間 11月 4週間)

・企業や福祉施設等で実施する

「 どの子にも 涼しく 風の吹く日かな 」＜飯田龍太＞  
-高等学校における発達障害のある生徒への支援教育-

長崎玉成高等学校 校長 鬼塚謹吉

はじめに 本校が何か特別な教育活動の取り組みをしているとか、進めているということではありません。本来、高等学校においても日常的に取り組むべきであった教育活動を、より明確に目標を設定し、近年増加してきている「特別な教育支援を必要としている生徒」を対象に教育活動を進めることにしただけのことでありいつの時代にあっても、私たち教師の誰しものがやらなければならない教育活動を、時代のニーズに応えつつより幅広く実践することになったただけのことです。

全国的に、中学校卒業生の99%が高等学校に進学してくる時代に、すべての高等学校が大学をはじめ上級学校進学を目指す高校であるはずもなく、また、専門学校にはそれぞれの特色をもった職業人の育成という大きな役割があり、時代の要請に応えながらの学校づくりに努めています。問題は、進学型であれ専門技術系であれ、受け入れてもらえる中学校卒業生はよしとしても、そのどちらにも受け入れてもらえない高校志願者たちをどの高校が受け入れてあげるのかという大きな課題が私たち学校関係者に突きつけられているのではないのでしょうか。

高等学校は、校種の違いはあるにせよいずれの高等学校もそれぞれ存在する意義があり、それぞれが学力差で輪切りにされたり、選別された存在ではないことを、私たち教職についている者が自ら自覚しながらそれぞれの役割を分担しつつ、教育活動を継続実践していきたいとの思いは、教師であれば誰しものが抱いている思いではないのでしょうか。

「特別支援教育」とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである」と、平成19年度から小中学校のみならず高等学校においても全国的に実施することになった＜特別支援教育＞についての文部科学省が提示する指針です、

これは今後の高等教育に関わるひとつの根幹に関わることではあるのですが、全国の高校においてはまだまだ十分に徹底された教育活動にはなっていません。これからが本格的な取り組みになっていくことになります。

＜一人ひとりを徹底的に大切に教育＞の実現に向けて

わが国でも国をあげて、町や市など地方公共団体をあげて「障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」すなわち「共生社会の実現」を目指して努力しています。「特別支援教育」は、まさにその実現を、教育的視点から実践するものだといえます。

教育の現場でも「インクルーシブ教育」が大きく取り上げられるような時代になってきています。小中学校にとどまらず、高等学校においても、＜障害を抱える生徒たち＞との共同の学習環境で学びの場を設定できるよう取り組みの「ユニバーサル・デザイン化」を進めたいと考えています。

【どうして本校が「高等学校における特別支援教育」を積極的に取り組むことにしたのか】  
＜私学だからできることもあり、私学だからできにくいこともある＞

- 1) 「共育コース」を設置することにした理由
- 2) 具体的な取り組みについて―――別紙資料を参考に

- ① 準備段階の取り組み
- ② 平成 21 年度以降の取り組み—取り組みの特色
- ③ 今後の方向と課題・問題点等について

(別紙資料) 【具体的な取り組み】について

〈共育コースの設定・実施までには相応の助走(準備)期間が必要だった〉

< 1 > 平成 20 年度までの取り組み

- 1) 平成 6 年度以降、入学者数の急激な減少への対応が急務となり、特に 16 年度以降は最盛期の学年 800 名、全校 2400 名時代のおよそ 8 分の 1 以下の学年で 100 名・全校 300 名を割り込む事態にまでなった。

県下はもとより、長崎市及びその周辺地区の中学卒業生が右肩下がり減少することが明確であり、これまでのように「生徒を選別して受け入れた」時代から、「学校及び教師が中学校や保護者から選ばれる時代になった」ことの気づきが遅れたことの反省と、このままでは、遠からず募集停止から閉校となるかとの予測もされたので、本校の「生き残り策」を真剣に考えることにしたのが第一段階での対応である。

具体的には

- ア. もはや長崎市内の 5 女子高校の共存が難しい状況にあるので、平成 19 年度から、男女共同参画社会への進出もある学科「衛生看護科」及び「福祉科」を設置している優位さを活かして「男女共学」へと移行することにした。
- イ. 当然「玉木女子高校」から「長崎玉成高校」へ校名も変更し新しい高等学校としてイメージチェンジを行い再出発することにした。数学的には、平成 19 年度の入学生は、前年度に比し 70% 増となった。(定員 120 名に対し 138% の入学生を確保することができた)
- 2) 平成 14 年度ごろから、中学校卒業生の減少傾向が急速にすすむにしたがって A 基礎学力に欠ける生徒や B 心因性不登校及び問題行動のある生徒が一部の公立高校(離島地区や周辺地区)及び私立の高校に集まり始めた。
  - 0 本校への中学校からの調査書に発達障がい傾向ありとの記載がなされるようになってきたのが、平成 14 年度頃からである。また、中学校 3 年間の欠席日数が、「300 日」以上の生徒について受験可能かとの問い合わせ等が増加してきたのもこのころからである。
  - ア. 平成 16 年度から A 及び B の生徒に対する指導のあり方についての取り組みと研修を行う。
  - 00 「学習不振生徒対策」「不登校生徒対策」についての[校内委員会]の設置、外部講師等による教職員研修の積みあげを行った。特に心因性の問題を抱えた生徒の増加に伴い〈教育相談=カウンセリング〉については、精神科医及び臨床心理士による研修・講演会を年次計画にて実施した。

学習習慣づけ及び学力向上のための学習指導法の改善や欠課補充のための具体的な指導を徹底することにした。同時に教務内規等の見直しをして修正し、生徒の実態に即した内容へと改めた。
- 3) 長崎県「私学活性化事業」としての取り組み
 

平成 18 年度から 20 年度までの 3 ヶ年間、県が研究助成をしようとの施策に本校の取り組みを指定してもらい、取り組むこととした。

【テーマ】「一人ひとりにきめ細やかな指導を行う取り組み」

＜発達障がいに関する研修・関係機関との連携・教材の開発＞

① 先進的な研究及び実践校の視察研修と本校教育活動としての導入を図る。

1. 平成 14 年ごろから取り組みが始まっていた東京都立高校の「チャレンジ・スクール」や「エンカレッジ・スクール」等の視察・研修を実施（平成 18 年度・19 年度 2 カ年にわたって）
  - 0 東京都における高校中退者や不登校生との増加に対する「学び直し」の具体的な取り組みについて研修することができた。
  - 0 両タイプの高校ともに入学してくる生徒の過去を問わないで、小・中学校時代のつまづきを克服させることに重点を置いた指導のあり方、生徒たちの「未来探し」の支援を行うことなどについて学習できた。
  - 0 特に学習の遅れの見られる生徒への対応策「ベーシック」（国・数・英）の授業設定については本校でも即活用したいとの思いで導入をすすめることにした。

② 先進校の実践を参考にし、研修を深めながら平成 19 年度から高等学校における特別支援教育の取り組みが本格化することにあわせて、本校の学科改編と教育方針の手直しをすすめることにした。その過程の中で【普通科Ⅱ型】（当時）現在の＜普通科共育コース＞を設定することにし、平成 21 年度からの募集を開始することにした。

※ 決定に至るまでで、もっとも大きな問題点だったのは、教職員の意識改革の問題だった。これまで学力の低い生徒の対応はしてきてはいたが、普通の教師にとって、軽度であっても障がい（学習・発達等）を抱えた生徒の指導に当たった経験の殆どない教師が日常的に教育活動に当たることになることに対して「何でいまさらそのような生徒を受け入れ、指導しなければならないのか」「指導はできない、しない」という考えの職員もいたわけで、そのような意識改革にあたっては校長の強力な働きかけをするしかなかった。

職員会議その他の各会議や研修会ごとに、他の公私立高校に比し「本校の新しい特色づくりとして何があるのか。ここで選択を間違えると本校の存続が難しい」と教員に覚悟を促すような発言を繰り返してきた。最終的には、本校の新しい学校づくりの柱のひとつとして全員で取り組むことになった。

理事会としても、経営上の問題に直面していたので、本校の生き残り方策の一つとして進めることで了承した。

4) 平成 20 年度当初から、新しい学科設置のための具体的な諸準備にとりかかった。

平成 21 年度学校案内及び募集要項の検討と教育課程の決定、中学校への説明・広報活動の実施、在校生の保護者に対して PTA 総会での趣旨説明を実施した。

＜2＞平成 21 年度 募集要項の概要（基本方針）

1. 普通科Ⅱ型（平成 23 年度から普通科共育コースに改称）は、特別な支援を必要とする生徒に対して、全日制高等学校学習指導要領に基づいて教育を行うもので、特別支援学校とは基本的に異なるものであることを、まずは本校教職員が共通認識し、本校のすべての保護者に理解していただくものとする。
2. 軽度の知的障がいや学習障がい及び発達障がいを抱えている生徒の受け入れを行うが、施設・設備等が十分に整備された特別支援学校で教育を受けることがその生徒のために適切であり、望ましいと考えられる場合は学校選択等で再考されようお願いすることにした。（実

際は一人の該当者もでなかった)

以上のような基本方針のもと、次のような入学志願条件をクリアーしていただくことにした。

① 定 員 募集初年度のため [20 名 (男子 10) (女子 10) ]とする。

1. 定員 20 名とした理由

- 0 コース設定を決定し時点でのこのコースへの志願者がどの程度中学校にいるのかの予備調査をしましたところ、およそ 60 名いる (定員としたい数の 3 倍) ことがわかりました。初めてのコースで教職員の受け入れ態勢が十分でないこと。
- 0 公立の特別支援学校高等部及び高等特別支援学校の 1 クラスの定員が 8 名であること  
特別支援学校とは異なるといっても、いろいろな障害を抱えた生徒が入学してくることが予想できたので、高校の通常の学級定員 40 名にはしないことにした。

② 志願者の出願条件

- 1. 小学校・中学校時代に心因性等の不登校であった者
- 2. 軽度の知的障がいを含め、学習障がいあるいは発達障がい・高機能自閉症等と診断されている者

③ 学科の入試方法とは異なる [特別入試] とする。(次の項目について数値化)

- 1. 2 回にわたる本校の体験学習を受けること
- 2. 運動機能の状況を観察診断する
  - 0 体操着の着替え、教室間の移動
- 3. 面接を重視する

< 3 > 平成 21 年度普通科Ⅱ型 (共育コース) 入学者の教育課程 (表は資料を参照)

1) 学校設定科目として次のような科目を設定した

- 1. ベーシック (国語・数学・英語) 学び直し学習として実施する  
各学年 1 単位 3 カ年で 9 単位
- 2. SST ソーシャル・スキル・トレーニング  
各学年 1 単位 2 カ年で 3 単位・・・社会性、コミュニケーション能力の向上を目指して実施する
- 3. ハウスワーク (調理を中心に、家庭生活に必要な基礎訓練)  
1 年次に 2 単位
- 4. 職業訓練 計算事務・ワープロ技能等の訓練及びインターンシップの実施  
2・3 年次に各 2 単位 計 4 単位

以上 18 単位を履修させることとして教育課程を編成した。

2) 担任及び教科担当の配置

- 1. 学級担任は、2 人制とした。(特別支援学校高等部は、1 学級 8 人が定員)  
朝の連絡会、ロングホームルーム、終わりの会も 2 人で実施
- 2. 国・数・英のベーシック授業は、指導者 3 人体制とした。
- 3. SST 授業は、担任 2 人にスクールカウンセラーを加え 3 人制とした。
- 4. ハウスワークは、家庭科教員に担任及び授業の内容によっては、保護者の支援を受けることにした。
- 5. 職業訓練も、内容の如何を問わず担当 2 人制とした。

3) コース担当者（教科等）の研修等について

1. 本校では、入学してくる生徒たちの基礎学力低下とのかかわりで、若手教員の研修として、近接の私立小学校で低学年での1日研修を実施。

0 小学校的学习指導法の導入に役立てることにしている。

2. 発達障がい等を抱えた生徒の指導に当たるため、県立特別支援学校での1日研修を教頭も含め実施

0 就労のための技術指導や訓練等を研修

0 この2カ年は、特別支援学校から逆に研修に来校

3. 県の研究機関、長崎大学及び附属病院等からの講師招聘による校内研修を定期考査期に実施

4. 共育コースのスタートに当たって、平成20年に特別支援学校免許取得をしてくれないかと提案した。担任2人制を考えたので当初6名ぐらい受講してくれると思っていたら、10名以上長崎大学の夏期講座に参加

現在、免許取得者6名、今年度中に受講修了者8名となり、計14名となるので、担任はもとより教科担当者が適切な指導ができる体制が整ったといえる。

- 4) 平成21年度以降の入学者64名の特質・・・別紙資料参照

< 4 > 文部科学省【高等学校における発達障害支援モデル事業】としての取り組み

この事業は、平成19年度からスタートした新しい取り組みで、小・中学校で増加してきている学習障がいや発達障がいを抱えた生徒を受け入れている学校での先進的研究実践校として、年に十数校ずつ委託研究に取り組むことになったものである。

本校は平成21年・22年度の2カ年にわたる指定を受けたが、この4カ年の指定された高校を見ると、多数は公立高校であって私立高校は各年1～2にとどまっている。私学では建学の精神による特色ある学校づくりがなされていることもあって、特別手を挙げられないのと思う。

文科省の指定研究という形での取り組みを計画的・継続的に行うということでの特別支援教育に当たることにはなったが、「研究のための研究」の実践ではなく、本校の特色ある学校づくり一環として日常的な教育活動をすすめる、いささかでも他校のお役に立てればということで実践・研究に取り組むことにした。

- 1) 平成21年度 研究テーマ「高等学校における発達障害のある生徒一人ひとりにきめ細やかな教育的支援を行う取り組み」

－ 社会適応に向けた、基礎学力・ソーシャルスキル力の育成 －

① 校内研究体制の確立・・・資料を参照

ア. 特別支援教育対策委員会を編成 18名

5つのワーキンググループ（情報収集、理解啓発、学習支援、進路指導、対策対応）を設置

イ. 研究委員会の設置・外部の有識者を構成員として参画してもらった

0 長崎大学大学院・・・医学博士

0 県子ども医療センター・・・小児科医師

0 県立特別支援学校・・・校長

0 長崎公共職業安定所・・・就職促進指導官

0 長崎玉成短大・・・准教授・臨床心理士

の方々に参画していただき、研究を深めることにした。

2) 平成22年度 研究テーマ 第1年次に引き続き継続実践を行う

- ① 他校との教育課程とは異なる学校設定科目を限界まで設定し、実践研究の上取り組みの成果を、学校内各科へユニバーサル・デザイン化することにした。

また、機会があれば取り組みの内容や指導法の研究等については、他校にも資料等の提供をすることにした。

- ② 研究推進に当たっての取り組みの内容について・・・資料 参照

<5> 平成23年度 「普通科Ⅱ型」のコース名を改称・・・【普通科共育コース】に

- 1) 普通科Ⅱ型として設置してから2カ年を経て、いよいよこのコースの取り組みが本格化してきたこと、さらには保護者をも取り込んでの実践になってきたことを機に、次のような目的をも含めた完成年度（3年目）の取り組みとするため

- ①「生徒と生徒が共に育つ」②「生徒と教師が共に育つ」③「教師と教師が共に育つ」さらに④「子どもと親が共に育つ」⑤「親と教師が共に育つ」⑥「親と親が共に育つ」という思いを込めて改称した。（共に育てるとの意味も含めています）

- 0 平成21年度スタート程なく、普通科Ⅱ型の保護者の会が立ち上がり、意見交換会や研修会への積極的なかわりをもたれるという新しい活動が出てきた。

また、平成24年4月新校舎への移転を機に、地域の方々にも共に育てていただくとの新しい目標を加えて、地域の方々との交流を始めた。

- 2) 平成23年度 「長崎県私学魅力アップ推進事業」で実践研究を継続。

【テーマ】「発達障がいのある生徒の就労保障」

- 0 平成21年度・22年度文部科学省指定「高校における特別支援教育モデル事業」の2カ年にわたる取り組みを日常的教育活動化として進めることにした。

- 0 取り組みや過程及び成果については、平成24年度中に県下小・中・高・特支学校や保護者に公開発表をすることにした。

<6> 平成24年度文部科学省「特別支援教育総合推進事業」（高等学校における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実）の指定を受けて、実践研究に取り組むこととした。

研究テーマ「障がい特性に応じたキャリア教育」

～ 障がい受容と職業準備性を深める指導の研究 ～とした。

普通科共育コースへの取り組みは、7年目となり、コース設定から4年目を迎え今年3月初めての卒業生を送り出したが、後程述べますようにこの生徒たちの進路指導・特に就職就労保障をしていくのは最も大きな課題として私たちに突きつけられました。したがってこの実践研究は、発達障がいのある生徒及び保護者が「障がい」について直面することになる「進路選択・職業選択」についてキャリア教育の充実を図り、就労から職業生活への継続支援をすることにした。

<今年度の研究実践の目的・方向>

1. 生徒・保護者の自己理解、受容理解を深める
2. 生徒自身が「職業準備性の課題」に気づき、自ら学ぶための指導法を研究する
  - 1) 取り組む研究内容・方法等
    - ① 自己理解・障がい理解を深める

- ア、ペアレント・トレーニング・(保護者への情報提供や卒業生親子との交流)
- イ、職業適性検査の実施・・・(得意・不得意の理解促進、個別指導計画の作成)
- ウ、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得

②職業準備性の向上・・・学校設定科目の履修として

- ア、「職業対人技能トレーニング」
- イ、「問題解決技能トレーニング」
- ウ、「リラクゼーション技能トレーニング」
- エ、「マニュアル作成技能トレーニング」 等の実施
- オ、「インターンシップ」
- カ、「社会人入門講座」(ビジネスマナーの学習)
- キ、「校内模擬社会にて、ワーク・チャレンジプログラムの実施」等を行う

地域で幸せに暮らすためには  
～長崎県知的障がい者福祉協会の活動を通して～

(社) 長崎県知的障がい者福祉協会

会長 本田利峰

1. 当協会の概要

(1) 知的障がい者（児を含む）の真の幸福追求と福祉の増幅を図ることを目的とし、以下の事業を行う。

- ① 法人及び長崎県知的障がい者関係の活動状況等の情報の提供
- ② 社会福祉関係機関及び関係諸団体との連絡協調及び情報の交換
- ③ 長崎県が行う県下全域及び福祉圏域等における知的障がい者の実態調査への協力
- ④ 長崎県及び市町村が行う知的障害者プランの実現に向けての協力
- ⑤ 地域福祉思想の啓発普及活動による地域福祉事業への参画及び在宅福祉活動への協力
- ⑥ 施設利用者への療育と福祉サービスを充実させるための事業
- ⑦ 施設職員の育成と福利厚生充実
- ⑧ 施設の経営者、管理者及び施設職員の資質の向上のための研修会及び研究大会等の開催
- ⑨ 会員各施設の事業実績報告書及び財務諸表を収集し、一般からの求めに応じて資料を開示
- ⑩ その他の法人の目的を達成する為に必要な事業

2. 会員施設及び構成

県央 36                  県南 21                  県北 33                  合計 90

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

- ・ 総務、広報、厚生、政策、経営、研修、支援スタッフ部会（7 部会）
- 事業所形態により児童発達支援、障害者支援施設、日中活動支援、生産活動・就労支援、地域支援、相談支援部会（6 部会）および 6 委員会により編成

3. 年間の主な活動状況

- ① 役員会（年 8 回）、総会、施設長会（年 3 回）
- ② あんしん医療保険の整備（入院付添時）
- ③ 県及び県議会生活関連施策推進議員連盟への要望、意見交換会（年 5 回）
  - ・ 障害福祉施設、事業所に係る自動車税減免について
  - ・ 各市町への申請様式統一、虐待防止センター職員配置、障害程度区分判定について、指導監査への要望について
  - ・ グループホーム認可基準の緩和について
  - ・ 障害福祉サービス利用調整制度について
- ④ 委員会活動
  - ・ 公益法人制度改革に伴う新体制の移行について（年 3 階）
  - ・ 政策会議（県への提言まとめ 年 5 回）
- ⑤ 「福祉は人なり」職員の資質向上のため研修会実施（年 3 回）
- ⑥ 長崎県ゆうあいスポーツ大会、利用者及び職員球技大会や長崎県障害者スポーツ大会の実施

- ⑦「福祉の店」ふれあいショップへの支援協力
  - ⑧全国障害者スポーツ大会、長崎県障害者芸術祭の参加協力
  - ⑨全国、九州地区福祉協会活動への参加、長崎県保健審議会、発達支援協議会等への参加
- その他障害のある人もない人も共に支え合う幸福な社会生活の実現がかなうよう「地域と共に」を念頭に置いた活動を行っている。

#### 4. 今後について

- ① より一層の公益性が求められることから、公益性の高い事業内容の充実と実践に向けて尽力する。
- ② 改正障害者自立支援法及び障害者虐待防止法の施行等各法の熟知、「障害者総合支援法」の制定などへの対応
- ③ 東日本大震災復興支援活動等の継続、強化及び災害予防の活動に努める。
- ④ 利用者の権利擁護と事件・事故の防止に関する取り組み強化

#### 5. 地域で幸せに暮らすためには

- ① 市民としての義務と権利、地域住民の理解
- ② 自由であること＝自立  
安心・安全とリスク－本人の思いをどう汲みとるか。
- ③ 地域で支える  
－ 保健・医療・福祉・行政等関係機関の連携と社会資源の充実  
(相談支援、成年後見事業等の充実)
- ④ 多種、多様なニーズにいかに対応するか。  
(現在の制度では対応困難なニーズがある。)
- ⑤ 地域の核としての施設、事業所の使命

## 弁護士からみた社会共生に関する諸問題

永岡亜也子（福崎博孝法律事務所）

中西祥之（中西・加藤法律事務所）

加藤剛（中西・加藤法律事務所）

### 事例 1

知的障害のあるX(18歳)は、社会福祉法人Yが設置運営する知的障害者施設(以下「Y施設」といいます。)に入所していましたが、そこにはやはり知的障害のあるA(24歳)が入所しており、Aには行動障害もあって粗暴な傾向がありました。

Xは、Aをはじめ多くの入所者と同じ寮で共同生活を送っていましたが、どういうわけかAは、Xを嫌いXに暴力を振るうことがこれまでも何回かありました。一度は、Y施設の職員BがAの暴力を制止し事なきを得たこともありましたが、ついに、AのXへの暴力がエスカレートして、Xは眼を殴られて失明してしまいました。

(1-1) Xの両親であるX1(父親)とX2(母親)は、AはもちろんのことY施設もこのまま許すことはできません。X1・X2夫婦は、その法的な対処として、AやY施設に対し、どのようなことをすることができますか。もしXが既に成年になっているにもかかわらず判断能力に疑問がある場合には、Xが未成年の場合と違った何らかの法的な対応を考えなければならないのでしょうか。

#### 1 刑法上、AがXを失明させた行為はどう評価される??

AがXを失明させた行為は、刑法上の傷害罪に該当します。

刑法204条は、傷害罪について、「人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と定めていますので、Xを失明させてしまったAにも、1か月～15年までの懲役(刑事収容施設に拘置して刑務作業に服させるもので、自由の剥奪を内容とする刑罰)又は1万円～50万円までの罰金(財産の剥奪を内容とする刑罰)が科せられる可能性があるということになります。

#### 2 Xを失明させてしまったAには、どのような手続きが待っている??

##### (1) 逮捕 or 任意同行

一般的に、私たちが犯罪の被害に遭ったときには、まず警察に110番通報をすると思います。もちろん、非常に軽微な被害の程度で済んだ場合などには、警察に通報することなく解決させることもあるでしょう。しかし、事例1では、AはXを失明させてしまっており、その結果は取り返しのつかない非常に大きなものです。そのため、警察に通報されるに至っています。

警察は、犯罪が疑われる場合には、取調べをはじめとする捜査を行うことになります。取調べは、本人の同意を得て任意に行われる場合もありますが、逮捕手続きを経て、身体を拘束したうえで行われる場合もあります。逮捕手続きを経る場合には、身体が拘束されることになりますので、Aにとっては非常に不利益の大きい手続きであることになります。

##### (2) 検察官送致 or 釈放

警察は、逮捕をしてから2日以内に、身体を拘束したまま事件を検察官に送致するか否かを決めなければなりません。その間に取調べなどを行って、犯罪の証拠を収集することになります。そして、犯罪の内容等から、身体を拘束を続ける必要まではないと判断すれば、2日以内に釈放することになります。

しかし、Xの失明という取り返しのつかない結果を考えると、警察がAを検察官に送致しないという選択肢はあまり期待できないかもしれません。その場合には、逮捕から2日以内に、Aは身体を拘束されたまま、検察官に送致されることになります。

### (3) 勾留 or 釈放

検察官は、送致を受けてから1日以内に、引き続きAを勾留して取調べなどの捜査を続けるか否かを決めなければなりません。勾留というのは、その後に予定される裁判のために犯人の身柄を確保するとともに、犯人を証拠から隔離して裁判の証拠を確保するための手続きで、証拠隠滅のおそれや逃亡のおそれが認められる場合などに許されるものです。勾留する必要があるものと判断されれば、Aは1日以内に釈放されることになりますが、もし勾留が認められると、Aは10日間にわたって、身体を拘束されることになります。10日間では取調べが終わらない場合には、勾留期間がさらに10日間延長される可能性もあります。そうすると、勾留期間は20日間の長期にわたることになります。

### (4) 起訴 or 不起訴

検察官は、勾留期間中に、Aを起訴するか否かを決めなければなりません。したがって、勾留期間中には、Aの取調べがたびたび行われることになります。これらの取調べの結果を踏まえて、検察官は、Aを公開の裁判の場で裁く必要があるか否かを判断することになるわけです。起訴する必要があるものと判断されれば、Aは起訴猶予ということで釈放されることになります。一方、起訴ということになれば、Aは裁判の日まで引き続き勾留されることになります。

## 3 Aの両親(A1・A2)は、どのように対処すればいい??

### (1) 警察や検察に対する対応

Aの両親としては、まずは警察に対して、Aが知的障害を有している旨を伝えるとともに、療育手帳や診断書等の資料を提示しておくべきです。さらに検察官送致後には、検察官に対しても、同様の対応をしておくべきです。

警察や検察による取調べは、密室の中で行われます。Aはただ1人で、警察や検察からの取調べに耐えなければなりません。Aが知的障害を有していることを警察や検察が認識できていなければ、Aの理解なんてお構いなしに、難しい言葉で早口に取調べが進んでしまう可能性があります。その結果、Aが全く理解できていないままに、警察や検察の言うがままのシナリオが出来上がってしまうことすらあり得るわけです。そして、いったんシナリオが出来上がってしまうと、それがたとえ真実とは異なるものであったとしても、その後にこれを覆すことは容易ではありません。したがって、Aの両親としては、警察や検察が取調べを行う際に十分に配慮をもらうため、できるだけ早期に、Aが知的障害を有していることを正確に認識しておいてもらう必要があるわけです。

### (2) 専門家への相談

そのうえで、Aの両親としては、できるだけ早期に、弁護士に相談をすることが望ましいといえます。特に、Aが逮捕・勾留に至ってしまった場合には、直ちに弁護士に相談すべきです。

逮捕・勾留に至ってしまうと、上述のとおり、身体が拘束されることになります。特に勾留の場合には、10日間～20日間という長期にわたって、身体が拘束されることになるわけです。その間、味方のいない空間に置かれて、不安な中で取調べを受けることになるため、ただでさえ誘導や誤導の危険性が高いわけですが、知的障害を有するAの場合には、上述のとおり、より一層の注意が必要ということになります。この点、弁護士を依頼することにより、Aの取調べ状況を注視することができますので、誤ったシナリオが出来上がってしまうというリスクを回避できる可能性があります。

なお、勾留中でも、Aの家族がAに面会をすることは可能です。しかし、その時間や回数などには制限も多く、自由に許されるものではありません。しかも、家族が面会をするときには、必ず警察官が立ち会うことになります。一方、弁護士の場合には、警察官が面会に立ち会うことは許されていません。さらに、面会時間等もある程度柔軟に許されているという点にも違いがあります。そのため、Aの精神的サポートの充実という面からしても、弁護士を依頼するメリットは高いといえます。

### (3) 私選弁護士と国選弁護士

刑事事件に弁護士が関与する方法としては、私選弁護士と国選弁護士とがあります。私選弁護士は、自費で弁

護士を依頼するものですが、国選弁護人は、自費で弁護士を依頼する資金的余裕がない人のために、国が弁護士を選任するものです。国選弁護人の場合は、犯罪の軽重によって、勾留段階から選任されうるものと起訴されてから初めて選任されるものとに分かれますが、傷害罪は、勾留段階から国選弁護人を選任できるもののグループに該当します。

それでは、A が勾留された場合には、必ず国選弁護人が選任されるのかというと、必ずしもそうではありません。国選弁護人を選任するためには、まず 50 万円以上の財産を有さないことなどの資力要件が課されます。そのうえで、本人が希望しなければ、国選弁護人を選任することはできません。事例 1 でも、A が希望しないかぎり、国選弁護人が選任されることはありません。

もちろん、警察や検察も、取調べの過程で、国選弁護人を選任することができる旨の説明はしてくれるはずです。しかし、その説明を果たしてどこまで理解できるのかということになると、知的障害のレベルにもよるでしょうし、説明を受けたにもかかわらず、国選弁護人選任の申出をしないという可能性も十分に考えられます。A の両親としては、面会に行ったときに A に説明や説得をして、A から国選弁護人選任の申出をさせるか、あるいはそれが難しそうだあれば、国選弁護人は諦めて、私選弁護人を依頼することを検討すべきであることとなります。

私選弁護人を依頼する場合には、知っている弁護士がいればその弁護士に相談するか、あるいは知っている弁護士がいなければ弁護士会や法テラスに相談することになります。

#### (4) X に対する対応

A の両親としては、被害者である X 及びその両親に謝罪をするとともに、被害弁償などを申し出て、示談成立を試みることになります。示談成立の有無は、起訴となるか不起訴となるかの判断に大きな影響を及ぼす可能性を有しており、非常に重要な意味を持つこととなります。また、仮に起訴されて裁判になった場合でも、示談が成立しているかないかで、判決の内容に違いが出てくる可能性があります。

したがって、A の両親としては、早期から X 及びその両親に謝罪するなどの慰謝の努力を重ねたうえで、示談成立を試みるのが重要といえます。そのほか、Y 施設とも相談をしたうえで、今後このような事態が生じないような対策を検討する必要があるといえます。

### 4 A が少年だったら??

#### (1) 手続きはどうなる??

A が 20 歳未満の未成年であった場合には、成人の刑事手続きとは異なる少年手続きによることになります。

少年の場合でも、まずは逮捕される可能性があるという点に変わりはありませんが、検察官に送致された後には、勾留のほかに、勾留に代わる観護措置決定という特別の措置が設けられています。したがって、A が少年である場合には、勾留あるいは勾留に代わる観護措置のいずれかが選択される可能性があります。勾留が選択された場合には、上述のとおり、10 日間～20 日間の勾留期間が想定されることになりますが、勾留に代わる観護措置が選択された場合には、延長が認められていないため、10 日間のうちに取調べなどを終えなければなりません。

これらの取調べの後、検察官は、事件を家庭裁判所に送致することになります。家庭裁判所は、少年の性格等の調査を行う必要があると判断した場合には、観護措置を決定します。観護措置が決定されると、A は少年鑑別所に収容されて、性格や問題点等幅広い事項についての調査を受けることになります。期間は原則として 2 週間とされていますが、2 週間の延長が認められており、ほとんどの場合は 4 週間となっています。

その後、家庭裁判所での非公開の審判を受けて、処分等が決定されることになります。

#### (2) A の両親は、どのように対処すればいい??

少年の場合にも、A は身体を拘束されることになりますし、その中で取調べが行われることになりますので、A の両親としては、A の精神的サポートという面からも、弁護士を依頼することを検討すべきです。弁護士の関与の方法は、勾留あるいは勾留に代わる観護措置の段階までは、成人の場合と異なりません。

一方、家庭裁判所に送致された後には、国選弁護人選任の効力は失われることとなりますので、仮に国選弁護

人が選任されていたとしても、そのままでは、その弁護士が引き続き A のために活動することはできません。ただし、弁護士会では、このような場合に、A が引き続き弁護士の支援を受けることができるようにする制度(当番付添人制度)を設けていますので、遠慮せずに国選弁護人に相談してみてください。なお、私選弁護人であれば、その後も引き続き私選付添人として活動を続けることができます。

このほか、X に対する対応などは、成人の場合と同様です。

(1-2) A が X を失明させたことで、すぐに警察沙汰になり、A は、警察に連れて行かれ取調べを受けています。A の両親(A1・A2)は、A のために、どのような対応をすべきですか。もし、A が警察に逮捕されてしまったら、A の両親(A1・A2)は、どう対処したらよいでしょうか。仮に、A が 18 歳で未成年だとしたら、その後の手続の流れは、A が成年である場合とどのように異なりますか。

1 X の両親である X1 及び X2 は、A もしくは Y に対し、法的な対処として、どのようなことをすることができるでしょうか。

ここで、法的な対処方法としては、民事上のものと、刑事上のものがあります。刑事とは、犯罪を行った者に対し刑罰を科する手続きをいい、民事とは、刑事以外のものであり、例えば、損害賠償を請求するような手続きを言います。

以下、まず民事上の対処方法につき検討し、その後、刑事上の対処方法につき検討します。

## 2 民事上の対処方法

(1) A に対する対処方法と、Y に対する対処方法を分けて検討したほうが分かりやすいと思いますから、以下では分けて検討します。

(2) A に対する対処方法

### ① 不法行為に基づく損害賠償請求(民法 709 条)

A は、X を殴ることにより、X を失明させています。人を殴るという行為は違法な行為であり、これにより X に失明という損害が発生していますので、A に責任能力が認められるのであれば(後述)、X は、A に対し、自己に発生した損害を賠償するように、A に対し、請求することができます。

請求できる損害の範囲ですが、治療費、傷害慰謝料、後遺障害慰謝料、逸失利益等であり、これらをお金に換算して請求することになります。なお、X は未成年であることから、X の父母である X1 及び X2 が、代理して請求することになります。

### ② A の責任能力

ところで、法律上、精神障害により責任能力のない者は、不法行為責任を負わないことになっています(民法 713 条)。本件における A には、知的障害及び行動障害があることから、A に不法行為責任を負わせることはできないのではないかが問題となります。

A に責任能力が認められるか否かについては、A の障害の程度次第ですが、一般的には 12 歳程度(小学校卒業程度)の知的能力があれば、責任能力はあるものと判断されています。

したがって、A に 12 歳程度の能力が認められなければ、X1 及び X2 は、A に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求できなくなります。

(3) Y に対する対処方法

Y は、知的障害児施設である Y 施設を設置運営し、同施設において知的障害児の生活支援をおこなっていたものであるから、このような施設の管理者として、施設利用者(例えば本件では X)が安全に施設を利用しうる環境を確保する義務を負っています(安全配慮義務)。

ところで、本件では、入所者の 1 人である A が、他の入所者である X に対して暴力を振るい、失明させています。

はたして、Yは、このような入所者の行為によって引き起こされた結果の責任も負わなければならないのでしょうか。

この問題について、平成 21 年 12 月 25 日に青森地方裁判所で言い渡された判決は、知的障害者施設を設置運営する社会福祉法人は、施設利用者の行動を注視し、その身体的安全が確保されるように適切に配慮すべき義務を負うと判断しています。そのうえで、同判例は、本件と同様の事案において、知的障害者施設を運営する社会福祉法人の安全配慮義務違反を認めました。

この考え方に従えば、X は、Y に対し、安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求できることになります。また、本件では、A は X に対しこれまでも何回も暴力を振るっていたのですから、Y は、A の暴力により、いつか X が怪我をするのではないかと予測できていたはずであり、よりいっそう、Y の安全配慮義務違反は認められやすいでしょう。なお、X は未成年ですので、実際の請求は、X の父母である X1 及び X2 が代理して行うことになります。

#### (4) 日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助制度

これまでに述べてきた損害賠償請求は、X1 及び X2 が自ら行うこともできるし、専門家である弁護士に依頼することもできます。しかし、弁護士を雇おうとすると、それなりの費用が必要となります。しかし、自分で行うとしてもどうしていいわからず、弁護士を雇うとしても資力が不足している場合、事実上の泣き寝入りを余儀なくされます。

このような場合、利用するために一定の条件が必要となりますが、法テラスが弁護士の費用等を立て替えてくれる制度があります。法テラスに立て替えてもらった弁護士費用については、X1 及び X2 は、利息なしの分割支払いで、法テラスに返済していくことになります。

### 3 刑事上の対処方法

#### (1) 起訴前

##### ① 被害届、告訴

A が X に対して暴行を振るい、X を失明させた本件行為は、刑法上の傷害罪(刑法 204条)に該当しますので、X の両親である X1 及び X2 は、捜査機関に対し、被害届もしくは告訴(処罰を求める意思表示が含まれる)をすることができます。

##### ② 犯罪被害者給付金制度

人の生命または身体を害する故意の犯罪行為により、死亡、重症病、後遺障害を負った場合には、犯罪被害者給付金制度により、遺族給付金、重症病給付金、障害給付金を国からもらうことができます。

X は、A の故意による犯罪行為により、失明という後遺障害を負っていますので、重症病給付金及び障害給付金をもらうことができます。

##### ③ 犯罪被害者法律援助制度(法テラス)

被害届や告訴を行ったり、犯罪被害者給付金の請求をしたりすることは、X1 及び X2 が自ら行うこともできますが、弁護士に依頼することもできます。また、被害者として弁護士に法律相談をしたい場合や、捜査機関との対応、マスコミとの対応等について、弁護士の援助が欲しいと思うこともあるかもしれません。しかし、弁護士の援助はほしいが、資力が不足していて、弁護士を雇うことを躊躇せざる得ない場合もあり得ます。そのような場合には、利用に一定の条件がありますが、犯罪被害者法律援助制度(法テラスに申し込む)を利用して、弁護士費用を立て替えてもらうことができます。立て替えてもらった弁護士費用は、事件終了後、被援助者の経済状態を考慮して、被援助者が負担するか否かが決められますが、被援助者が未成年の場合には負担させられることはありません。

#### (2) 起訴後

##### ① 被害者参加制度

i) また、A が起訴されて裁判にかけられることになった場合には、本件で A に成立する傷害罪は故意の犯罪により人を死傷させる罪であるので(被害者参加制度対象事件)、被害者である X の父母である X1 及び X2 は、被害者参加制度を利用することができます。

被害者参加をしたX1及びX2は、公判期日に出席し、証人に尋問したり、被告人に質問したり、事実関係や法律の適用について意見(論告)を言ったりすることができるようになります。

なお、被害者参加制度が適用されない従来の刑事事件では、被害者が、積極的に裁判に関与する方法はありませんでした(従来の刑事裁判でも、検察側証人として、裁判所で証言するという形での参加がありました。)

## ii) 国選被害者参加弁護士制度

X1及びX2が被害者参加する場合、自ら行ってもいいですが、そのために弁護士を雇うことができます。しかし、弁護士に依頼したいが、資力が不足していて、弁護士を雇うことを躊躇せざる得ない場合もあり得ます。そのような場合には、利用に一定の条件がありますが、国選被害者参加弁護士制度(法テラスを通して裁判所に申し込む)を利用して、弁護士を雇うことができます。この場合、弁護士費用は国が負担してくれます。

## ② 損害賠償命令制度

Xは、Aの裁判の弁論終結までに損害賠償命令の申し立てをすることにより、刑事事件を担当している裁判所により、損害賠償請求についての審理をしてもらうことができます。この制度を利用すると、刑事手続の成果を利用することができるので、別個に民事訴訟を提起するのと比較して、Xの負担は軽減されます。なお、Xは未成年ですので、実際の申立は、Xの父母であるX1及びX2が代理して行うことになります。

### 事例2

東京在住の私(50歳)には、知的障害のある妹A子(45歳)がいます。妹A子は、1年前まで母親と一緒に長崎市の実家で暮らしていましたが、その母親も亡くなり、実家で独り生活しています。A子は、両親から相続した預貯金もあり、また、毎月の福祉手当もあって、知的障害があっても日常生活にはさほど困っていませんし、何の問題もなければ近所の人と平穏な生活することは可能です。ところが、つい先日、この1年間の間に、リフォーム会社から必要のない耐震補強工事をさせられてその工事金として700万円を支払わされていたこと、また、外資系の証券会社にリスクの高い金融商品を勧められて契約し結果的に1000万円を超える損害を出してしまっていることが発覚しました。

私は、私自身の家庭や仕事の関係で、長崎市に戻って妹の面倒を見ていくわけにいきません。しかし、これから先長崎市で独り生活していくことになる妹A子の子供が心配ですし、また、知的障害のある妹に被害を与えたリフォーム会社や証券会社に対しても何らかのことをしたいと思っています。

私は、妹A子のために、どのようなことをすればよいのでしょうか。

## 1 問題の所在

この事例において、45歳で知的障害のあるAさんは、必要のない耐震工事をしてしまったり、リスクの高い金融商品を買わされたりしています。

Aさんは知的障害があっても日常生活には困っていないし、何の問題もなければ近所の人と平穏な生活することも可能です。しかし、多額の費用を要する耐震工事やリスクの高い金融商品の購入など日常生活の範囲を超えることについては適切に判断し取引する能力に欠けているようです。

このような場合、Aさんを守る、すなわちAさんの財産を適切に管理するためにはどのようにしたらよいのでしょうか。

## 2 Aさんが未成年の場合

では、この事例とはちょっと離れて、まず仮にAさんが未成年で両親も健在だとしたらどうでしょうか。

この場合には、Aさんには両親という親権者がいます。よって、原則としてAさんは両親の同意がなければ金融商品を買ったり耐震工事の契約をしたりすることはできません。もしどうしても契約したければ、当然両親の同意が必要ですし、実際に契約する場合には両親が契約書にサインすることになるでしょう。そして、両親の同意なく契約し

てしまった場合には、両親がその契約を取り消すことができます。

つまり、Aさんが未成年の場合には、両親が健在であれば両親によってAさんの財産は守られているのです。このことは、みなさんにとってもイメージしやすいでしょうし、当然のことという認識があると思います。

### 3 Aさんが成人の場合

- (1) では、この事例のように、Aさんがすでに成人していた場合はどうでしょうか。未成年の場合と同じように、Aさんの財産は両親によって守られているのでしょうか。

結論を申し上げますと、Aさんが成人している場合には、Aさんの財産は両親によって当然には守られていません。

Aさんが成人している以上、Aさんの両親はすでに親権者ではありません。Aさんが成人している場合には、Aさんに知的障害があろうがなかろうが、Aさんは自由に耐震工事の契約をしたり金融商品の購入をしたりすることができます。つまり、普通の大人として扱われるのです。

Aさんが未成年の場合には、Aさんは両親によって保護されていますが、これはAさんに知的障害があるからではなく、未成年であることによって当然に保護されているにすぎません。

一方、この事例のように、Aさんが成人している場合には、Aさんに知的障害があるからといって当然に両親などによって保護されることにはならないのです。よって、Aさんが耐震工事の契約をしてしまったり、リスクの高い金融商品を買ってしまったとしても、未成年の場合のように両親が当然にその契約を取り消すことはできないのです。逆に言えば、契約をするときにAさんではなくAさんの両親がサインしたとしても何ら意味がありません。

Aさんが成人している場合には、Aさんの両親は当然にAさんを代理する権限はありませんし、契約に同意する権限もありません。また、Aさんがしてしまった契約を当然に取り消す権限もないのです。

みなさんの中には、Aさんに知的障害があっても「親が健在なうちは大丈夫」、「問題は親が亡くなった後どうするか」と思っている方も多数いらっしゃるのではないのでしょうか。

しかし、法律的には、Aさんが成人した瞬間からAさんの両親にはAさんの財産を守る権限がなくなってしまうのです。

- (2) では、Aさんが成人した後は、どうしたらAさんの財産を守ることができるのでしょうか。

未成年の場合における親権者のように、法律上当然にAさんの財産を守る人が選ばれるわけではありませんので、Aさんの財産を守ってくれる人を選ばなくてはなりません。精神上的障害により判断能力が低下している人を援助する制度、これが成年後見制度です。

- (3) 成年後見制度の種類

成年後見制度には、次の2種類があります。

① 任意後見制度

まだ元気なうちに将来判断能力が低下した場合に備えて予め自分を援助してくれる人を選んでおく制度。

② 法定後見制度

すでに判断能力が低下している場合に、家庭裁判所により援助してくれる人を選任してもらう制度。

このうち、任意後見制度は、将来判断能力が低下した場合に備えて、判断能力があるうちに後見人を選んでおくという制度ですので、この事例のAさんのように知的障害があり最初から判断能力が低下している場合に使える制度ではありません。

よって、この事例では②の法定後見制度を利用することになります。

- (4) 法定後見制度の内容

判断能力の程度に応じて、①後見、②保佐、③補助という3つの類型に分かれます。

① 後見

後見とは、知的障害、精神障害などの精神上的障害により、常に判断能力を欠く状況にある場合に行われる

制度です。もう少しわかりやすくいうと、認知症が進行している場合のように日常生活に必要な買い物などすらできないような場合です。

この事例では、Aさんは日常生活にはさほど困っていないということなので、後見には該当しないようです。

## ② 保佐

保佐とは、精神上の障害により判断能力が著しく不十分と認められる場合に行われる制度です。もう少しわかりやすくいうと、日常生活に必要な買い物など簡単な取引はできるけれども、借金をしたり保証をしたり不動産を売ったり家を建てたりというような財産上重要なことを1人で行うことはできないような場合です。

この事例では、Aさんは日常生活に必要な行為はできても、耐震補強工事や金融商品の購入のような重要なことは1人でできないようですので、この保佐に該当しそうです。

## ③ 補助

補助とは、精神上の障害により判断能力が不十分と認められる場合に行われる制度です。もう少しわかりやすくいうと、日常生活に必要な買い物など簡単な取引はできるし、借金をしたり保証をしたり不動産を売ったり家を建てたりというような財産上重要なことを1人で行うことも不可能ではないけど、重要な行為の一部について判断能力が不十分なために不安があり援助を受けたほうが適当と考えられるような場合です。

# (5) 成年後見制度の手続

## ① 流れ

「申立権者による申立→鑑定→家庭裁判所の審判→成年後見人等の選任」

まず一定の申立権を持っている人が家庭裁判所に対して成年後見等の申立を行います。この際、長崎家庭裁判所では事前に申立の予約を行うことになっていますので、まずは長崎家庭裁判所に電話して「申立受付」の予約をすることが必要です。

そして、予約した日に必要書類を整えて家庭裁判所に行きます。

申立が受理されると、後見等が必要か否かを判断するために鑑定が行われます。つまり専門医に診察等してもらって、専門医の意見を聴取します。

その後、家庭裁判所が鑑定結果や本人との面接結果などを踏まえて審判を行い成年後見人等が選任されることになります。

## ② 申立権者

成年後見等を申し立てることができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長です。

本人が自分で申し立てることができず、申立をしてくれる身寄りもないような場合には、市町村長に申立権が認められています。

## ③ 申立書に添付する資料等

### i) 申立書

申立書は家庭裁判所に行けばもらえます。

### ii) 添付資料

申立書に添付する資料は、①申立人の戸籍謄本、②本人の戸籍謄本、③申立・候補者事情説明書などです。

### iii) 申立費用

①収入印紙 800 円分、②登記印紙 4000 円分、③郵便切手 3000 円前後(後見 2840 円、保佐・補助 3880 円)の費用がかかります。また、これとは別に次の鑑定費用も必要です。

### iv) 鑑定

申立を行うと、家庭裁判所が事案の内容を調査するとともに、本人の判断能力について鑑定を行うことになります。

この鑑定費用(鑑定を行う医師への報酬)は、5 万円程度です。

#### 4 成年後見人・保佐人・補助人の職務

では、家庭裁判所によって選任された成年後見人等は、本人のためにどのようなことを行う権限があるのでしょうか。以下、成年後見人、保佐人、補助人の順番で概要をみてきますが、少し難しい話になりますので、ここは飛ばしてもいいかもしれません。

##### (1) 成年後見人の職務

成年後見人が選任される場合は、本人は自分で財産を管理することができず、判断能力を常に欠いている状態にありますので、成年後見人には広い権限が与えられています。

###### ① 代理権

本人の全ての法律行為について財産管理権、代理権があります。

よって、例えば、福祉サービスの利用契約、家の賃貸借契約、売買契約等について、契約の締結・解除等ができます。また、預貯金の出し入れや財産の処分もできます(但し、本人の居住用不動産の処分には家裁の許可が必要です)。

###### ② 取消権

本人が行った法律行為(但し、成年後見開始の審判後の行為に限ります)を取り消す権限があります。

よって、必要のない耐震補強工事をさせられた場合、金融商品を買ってしまった場合、訪問販売で高価な布団を買ってしまった場合等であっても、それらの契約が成年後見が始まった後の契約であれば、契約を取り消すことができます。

但し、食料品や日用品の購入など日常生活上の行為については取り消すことができません。

##### (2) 保佐人の職務

保佐人が選任される場合は、本人は保佐人の援助を受けることによって法律行為ができることになっています。

###### ① 同意権

次の行為については、当然に保佐人の同意が必要とされています。

###### i) 元本を領収し、またはこれを利用すること

→ 具体的には、預貯金の払戻しや利息付きでお金を貸したりすることです。

###### ii) 借財または保証

→ 具体的には、借金、手形の振り出し、債務保証契約の締結などです。

###### iii) 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

→ 具体的には、不動産の売買、担保設定、年金の受領、先物取引・証券取引のうちの元本保証のない取引行為、通信販売や訪問販売による契約の締結、クレジット契約の締結などのことです。

###### iv) 訴訟行為

###### v) 贈与、和解または仲裁合意

###### vi) 相続の承認もしくは放棄または遺産分割

###### vii) 贈与もしくは遺贈を拒絶し、または負担付きの贈与もしくは遺贈を受諾すること

###### viii) 新築、改築、増築または大修繕

###### ix) 民法 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること

なお、これら以外の行為であっても、家庭裁判所の審判によって特に定められた場合には、その行為を行うについて保佐人の同意を必要とすることができます。

例えば、本人が訪問販売等の消費者被害に遭いやすい状況にあると考えられる場合には「価格が20万円以上の物品の購入については保佐人の同意を要する」などと決めておくことができます。

###### ② 取消権

保佐人の同意が必要であるにもかかわらず同意を得ないで本人が行った行為は取り消すことができます。

###### ③ 代理権

成年後見人とは異なり、当然に代理権は与えられていません。本人が自分ではできない、適当ではないと思われる行為について、家庭裁判所の審判により保佐人に代理権が与えられます。そして、代理権を付与できる行為に制限はなく、例えば、預貯金の預入・払戻・解約、福祉サービス契約の締結・変更・解約に関して代理権を付与することができます。

### (3) 補助人の職務

補助人が選任される場合は、本人はだいたいの行為は自分でできるので、援助として必要な行為を家庭裁判所の審判によって定めなければなりません。

#### ① 同意権

補助人には当然に同意権が与えられてはおらず、同意が必要な行為を定めて家庭裁判所が審判により同意権を与えることができます。

#### ② 取消権

同意権を付与された行為について、補助人は同意なくしてなされた本人の行為を取り消すことができます。

#### ③ 代理権

家庭裁判所の審判によって必要な代理権の付与を受けることが必要です。

## 5 結論

本事例における A さんは、知的障害はあるが日常生活にはさほど困っていませんので、成年後見というレベルではなく保佐が妥当だと思われます。

そして、本来であれば、A さんが 20 歳になったとき、できる限り早く保佐開始の申立を行って保佐人を選んでおくべきでした。そうすれば、A さんが本事例のような重要な行為を行ったとしても、保佐人がそれを取り消してお金を取り戻すことができたのです。しかし、本事例の A さんには保佐人はいませんので、消費者契約法や特定商取引法といった法律を使ってお金を取り戻すことになるでしょう。ただ、問題が起こるたびにこれらの法律を駆使してお金を取り戻すのは迂遠ですし、そのためには弁護士などの専門家に依頼する必要があります。それよりも、保佐人がいれば、たとえ本人が変な契約をしても保佐人が取消権を行使すればいいだけです。

よって、A さんのためには、できる限り早く家庭裁判所に対して保佐開始の審判を申し立てて保佐人を選任してもらうことが必要です。

## 地域社会における共生の実現に向けて（障害者福祉施策の動向より）

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター

更生相談課 川口 賢治

本県の障害者の方々は、約111千人（身体障害76千人、知的障害13千人、精神障害22千人）おられ、県の人口の7.9%にあたり、また、その家族まで含めると約277千人（県人口の19.7%）の方々が地域で生活されています。

平成18年4月に施行された障害者の方々を支援する障害者自立支援法では、その理念の一つとして、障害者の方々が地域社会の構成員として、自立した生活が営むことのできる社会を目指すことを掲げ、県でも「障害福祉計画」を策定し、病院や施設からの地域移行の促進、働くことを含めた日中活動の拡充、経済的・居住的基盤の整備等について具体的な施策の展開を行っているところです。

また、平成25年4月に施行される障害者自立支援法に替わる障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げ、障害者の範囲の見直し（難病（難治性慢性疾患）等を対象とする。）、サービス基盤の計画的整備、障害者に対する支援（地域生活に係る事業の追加、拡充）等の施策を講ずることとなっています。

なお、障害者総合支援法の検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として）の中に、障害児、知的障害者の権利擁護やサービス利用手続き等に係る「障害者の意思決定支援のあり方」、「障害福祉サービス利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方」が謳われたことは、特筆すべき点と考えます。

障害者の方々は、障害にもよりますが、受傷され、障害の受容（障害を受け入れる）を経て、自ら生活を再構築し、社会の中で生活されていくこととなりますが、そこには、受傷時期よりライフステージごとに施策等の支援を受けながら、自立した生活を築かれていかれます。例えば、知的障害では就学までの療育、学童期の特別支援教育、成人してからの就労、社会活動、経済的自立や両親亡き後の生活等のニーズがあり、それに添った施策の利活用により、地域で安心した生活が実現されることとなります。

### 《参考》

重症の心疾患を伴い生まれてきたダウン症の方のライフステージごとの福祉施策・制度例。

### 【乳幼児期】

- ・身体障害者手帳、療育手帳。
- ・自立支援医療（育成医療）、福祉医療。
- ・障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等）、地域生活支援事業（障害児相談支援事業、日中一時支援等）、児童発達支援センター（知的障害児を対象とするもの）、児童発達支援事業、障害児保育。
- ・障害児福祉手当、特別児童扶養手当。

### 【学童期】

- ・福祉医療。
- ・障害福祉サービス（介護給付（居宅介護、短期入所等））、地域生活支援事業（障害児相談支援事業、日中一時支援等）児童発達支援事業（放課後等デイサービス）
- ・障害児福祉手当、特別児童扶養手当。

### 【成人期】

- ・福祉医療。
- ・障害福祉サービス（介護給付（居宅介護、短期入所等）、訓練等給付（就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等））、地域生活支援事業（障害者相談支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援等）
- ・福祉手当、障害基礎年金。

### ※相談支援事業。（国の地域生活支援事業実施要綱より）

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

## 助成及びご協力／ご支援のお礼

本フォーラムの開催にあたって、平成 24 年度 長崎大学高度化推進経費（担当者 森内浩幸）の助成を受けております。また、下記のように、多くの先生方のご協力／ご支援を賜りました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

長崎県小児科医会、長崎市小児科医会、長崎市立市民病院小児科

|        |                  |      |                    |
|--------|------------------|------|--------------------|
| 井口俊二   | 先生（女の都病院）        | 江頭昌典 | 先生（えがしら小児科医院）      |
| 円城寺しづか | 先生（富崎小児科）        | 大塚祐一 | 先生（おおつかこども医院）      |
| 大宮 朗   | 先生（おおみや小児科医院）    | 小野靖彦 | 先生（おの小児科医院）        |
| 片山和弘   | 先生（片山小児科医院）      | 神村直久 | 先生（かみむら小児科）        |
| 神戸正彦   | 先生（かんべ小児科医院）     | 川崎千里 | 先生（佐世保市立こども発達センター） |
| 木下英一   | 先生（きのしたこどもクリニック） |      |                    |
| 木下史子   | 先生（長崎市立市民病院）     | 小森一広 | 先生（上五島病院）          |
| 権藤 泉   | 先生（ごんどう小児科）      | 島崎幸治 | 先生（しまさき小児科医院）      |
| 下村千枝子  | 先生（しもむらクリニック）    | 須貝聖一 | 先生（すがい小児科）         |
| 伊達木伸男  | 先生（伊達木小児科医院）     | 田中 司 | 先生（愛育小児科医院）        |
| 辻 均    | 先生（辻小児科内科医院）     | 辻 芳郎 | 先生（長崎大学小児科名誉教授）    |
| 出口貴美子  | 先生（出口小児科医院）      | 土居 浩 | 先生（佐世保共済病院）        |
| 遠山幸治   | 先生（遠山小児科医院）      | 遠矢芳一 | 先生（平野医院）           |
| 長田リエ子  | 先生（長田医院）         | 中山紀男 | 先生（中山小児科クリニック）     |
| 浜口博昭   | 先生（浜口小児科医院）      | 林 克敏 | 先生（はやし小児科）         |
| 広田哲也   | 先生（ひろた小児科）       | 深町 亮 | 先生（みさかえの園むつみの家）    |
| 福田晋平   | 先生（長崎医療センター）     | 福田友子 | 先生（ふくだこどもクリニック）    |
| 増田憲治   | 先生（ますだ小児科内科医院）   | 松崎淳子 | 先生（もりまちハートセンター）    |
| 三浦佳由子  | 先生（三浦産婦人科医院）     | 水田舜助 | 先生（水田小児科医院）        |
| 宮副初司   | 先生（みやぞえ小児科医院）    | 宮田 進 | 先生（みやた小児科医院）       |
| 森 剛一   | 先生（もり小児科）        | 森 了吾 | 先生（森こどもクリニック）      |
| 安井 誠   | 先生（安井小児科医院）      | 楊井正紀 | 先生（やない小児科医院）       |
| 山口恭子   | 先生（国立病院機構長崎病院）   | 山下義文 | 先生（聖マリア病院）         |
| 山田佑子   | 先生（山田内科医院）       | 山本豊彦 | 先生（山本こどもクリニック）     |
| 尹 忠秀   | 先生（おひさまこどもクリニック） | 渡辺鈴子 | 先生（わたなベクリニック）      |
| 岡 尚記   | 先生（佐世保共済病院）      |      |                    |
| 平松公三郎  | 先生（国立病院機構長崎病院）   |      |                    |

これまでのダウン症候群トータル医療ケア・フォーラム(公演者敬称略)

第1回:平成18年6月18日、長崎大学医学部記念講堂

- 第1部
1. 眼科疾患と医療的ケア (長崎大学眼科 山田浩喜)
  2. 耳鼻咽喉科疾患と医療的ケア (長崎大学耳鼻咽喉科 高崎賢治)
  3. 心疾患と医療的ケア (長崎大学小児科 本村秀樹)
  4. 膀胱機能と医療的ケア (長崎大学小児科 田中温子)
  5. 性の問題 (長崎大学泌尿器科 野口 満)
  6. 血液・免疫疾患と医療的ケア (長崎大学小児科 岡田雅彦)
  7. QOL 向上のための塩酸ドネペジル療法 (長崎大学小児科 近藤達郎)

第2部 公開討論

第2回:平成19年12月16日、時津町公民館

- 第1部
1. 歯科的支援について (長崎小児歯科臨床医会 有田信一)
  2. 産婦人科疾患と医療的ケア (長崎大学産婦人科 中山大介)
  3. 整形外科的諸問題と医療的ケア (長崎県立こども医療福祉センター整形外科 川口幸義)
  4. 排尿機能ケア (長崎大学泌尿器科 野口 満)
  5. QOL 向上のための塩酸ドネペジル療法 (みさかえの園むつみの家 近藤達郎)

第2部 公開討論

第3回:平成21年1月31日、長崎大学医学部記念講堂

第1部: 精神的諸問題を考える

1. 幼児期の精神的発達について (長崎市障害福祉センター 松崎淳子)
2. 学童期の精神的発達について (長崎病院小児科 錦井友美)
3. 思春期の精神的問題について (長崎大学教育学部附属特別支援学校 山田勝大)
4. 質疑応答、総合討論

第2部: ダウン症候群の告知に関する問題を考える

1. ダウン症候群の説明に関するアンケート結果の報告 (長崎大学小児科 原 美智子)
2. 質疑応答、総合討論

第4回:平成22年3月7日、長崎大学医学部記念講堂

- 第1部:
1. ダウン症候群自然歴について (長崎大学保健学科 松本 正)
  2. ダウン症候群の精神的諸問題について (長崎大学精神神経科 中根允文)
  3. ダウン症候群患者へのアリセプト療法 (みさかえの園むつみの家 近藤達郎)

第2部: バンビーズ・ダンス

第3部: 米国のダウン症候群についての現状 (Karen L. Summar)

第5回:平成23年2月12日、長崎大学医学部記念講堂

テーマ: ダウン症者への塩酸ドネペジル療法

1. ダウン症者の塩酸ドネペジル療法の埼玉県に置ける状況 (埼玉県立小児医療センター遺伝科 大橋博文)
2. ダウン症者の排尿障害及び塩酸ドネペジルの効果 (佐賀大学泌尿器科 野口 満)
3. ダウン症児への使用例 (長崎大学小児科 白川利彦)
4. 塩酸ドネペジルを使用している家族側からの現状 (塩酸ドネペジル療法ダウン症者家族会 山口幸子)
5. これまでのダウン症者への塩酸ドネペジル療法の概要 (みさかえの園むつみの家 近藤達郎)
6. 厚生科研難治性疾患克服研究事業「急激退行症(21-トリソミーに伴う)の実態調査と診断基準の作成」の立場から (成育医療研究センター 奥山虎之)
7. 総合討論

## 第6回ダウン症候群トータル医療ケア・フォーラム

### プログラム訂正のお願い

下記 **事例 1** の解説文がまるまる入れ替わります。



ご迷惑をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。